

(内閣委員会)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長

提出）（参第二八号）要旨

本法律案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となつてい  
る状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大しようとするものであ  
り、その主な内容は次のとおりである。

一、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）  
をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。